

# 平成25年度 第1回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成25年4月22日（火）14時30分から15時7分

2、開催場所：西宮市役所東館8階802会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	大川原 成彦
	4番	まつお 正秀
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員（1人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明書交付の件

報告第1号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件

報告第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第6号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増田 俊也
係長	東 孝二
主事	北島 知晶

議 長 定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。委員の皆様、本日はご苦労様でございます。本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は9名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

委員一同 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにてご異議ございませんか。

議 長 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、10番岡本委員と9番松井委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第1号「非農地証明書交付の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第1号「非農地証明書交付の件」1件でございます。併せて本日配布いたしました地図をご覧ください。

【議案1号を議案書をもとに朗読】

申請地の現況が、非農地となって20年以上経過しているものとして非農地証明願いがあり、大前委員の現地調査の結果、及び願出添付書類から西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第1号に該当していることを確認いたします。以上で議案の朗読並びに説明を終わります

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、現地調査委員の説明をお願いいたします。

7番(大前) 申請地につきましては添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、西宮中央体育館の南西約200メートル、171号線沿いの南側になります。申請地は40年近く耕作はされておらず、自動車販売店中島自動車の展示場に40年ほど前から使用されている土地でございます。つきましては当該申請については非農地証明を交付しても問題ないと考えます。以上で現地の説明を終わります。

議 長 現地調査委員の説明が終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

5番(松本) 中島自動車は40年間放っておいたのはどういう意味だったのか。

事務局 おそらく賃貸の関係でしょうけども、今度取得をするにあたって、登記簿が田のままですので、登記簿のほうから雑種地に変更したうえで契約をしたというふうな御考えだと思います。

5 番（松本） 事務局 　しかし40年間放っておいたのは時効みたいになるのか。  
時効というか時効取得とかそういうものではなくて、正式な買い取り手続き等をするためのものです。

5 番（松本） 事務局 　今のままだと売買は農地でしないといけないということか。  
農地ですというよりも、本来転用届を5条で出されてもいいのしょうけれども、20年以上の農地でない状態があれば非農地証明が交付できるということです。非農地証明のほうで届を出されてきたのだと思います。ですから5条申請を出されても全然別段問題はないんですけれども、添付書類で色々5条の場合、非農地証明よりも必要なものが多くなりますので、非農地証明で対応したいというふうに考えておられると思います。

議 長 　他になければ、議案第1号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することとしてご異議ございませんか。

委員一同 　（異議なし）

議 長 　ご異議がないようでございますので、議案第1号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにいたします。

議 長 　それでは、これより報告案件に入ります。  
まず、報告第1号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　報告第1号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」  
でございますが、議案書2ページ1件でございます。

【議案書朗読】  
当該申請は西宮市農業委員会に平成25年1月31日付けで提出され、同年2月20日に第11回西宮市農業委員会総会において許可相当として意見書を兵庫県知事に送付していたものが、許可されたものです。

議 長 　事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。  
質問もないようございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 　続きまして、報告第2号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　報告第2号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」でございますが、議案書3ページ1件でございます。

【議案書朗読】  
当該申請は西宮市農業委員会に平成25年1月31日付けで提出され、同年2月20日に第11回西宮市農業委員会総会において許可相当として意見書を兵庫県知事に送付していたものが、許可されたものです。

議 長 　事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 議 長	(なし) 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長 事務局	続きまして、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。 報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4ページ1件でございます。 【議案書朗読】 当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。
議 長 委員一同 議 長	事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (なし) (他に)質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長 事務局	続きまして、報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。 報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書5ページと6ページの6件でございます。 【議案書朗読】 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。
議 長 委員一同 議 長	事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (なし) 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長 事務局	続きまして報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。 報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書7ページ2件でございます。 【議案書朗読】 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。
議 長 委員一同 議 長 議 長	事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (なし) 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。 続きまして報告第6号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づ

「納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第6号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案書8ページ1件でございます。この件は報告第3号4ページと関連がございますので、そちらのほうもご参照ください。

【議案書朗読】

申請地は3月26日に現地調査をした結果、水稻を作付け、肥培管理を適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年50日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議長  
委員一同  
議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。  
(なし)

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

最後に、報告第7号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第7号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書9ページ4件でございます。

【議案書朗読】

2月・3月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

以上を持ちまして、本日予定いたしておりました案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。